別添３　地域活性化総合特区指定申請書（概要版）

１．指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称

奈良公園観光地域活性化総合特区

２．総合特別区域について

（１）　区域

①　指定申請に係る区域の範囲

ｉ）総合特区として見込む区域の範囲

　奈良市の区域のうち、法蓮町、多門町、川上町、東之阪町、北御門町、今在家町、手貝町、西包永町、東包永町、西笹鉾町、東笹鉾町、今小路町、芝辻町、中御門町、北川端町、北袋町、北魚屋東町、北魚屋西町、東新在家町、南法蓮町、後藤町、押小路町、川久保町、半田突抜町、西新在家町、西新在家号所町、北半田西町、南半田西町、半田横町、北半田中町、北半田東町、押上町、南半田東町、南半田中町、北小路町、菖蒲池町、坊屋敷町、宿院町、鍋屋町、油留木町、雑司町、水門町、登大路町、花芝町、東向北町、中筋町、大豆山突抜町、大豆山町、内侍原町、高天市町、阪新屋町、西御門町、高天町、油阪町、奥芝町、北市町、船橋町、畑中町、芝辻町１丁目、芝辻町３丁目、大宮町１丁目、油阪地方町、西之阪町、今辻子町、百万ヶ辻子町、漢国町、林小路町、小西町、東向中町、東向南町、橋本町、樽井町、元林院町、今御門町、池之町、春日野町、東寺林町、鶴福院町、勝南院町、不審ヶ辻子町、西林寺町、南市町、餅飯殿町、角振新屋町、角振町、椿井町、光明院町、下御門町、阿字万字町、東城戸町、西城戸町、北風呂町、南風呂町、馬場町、小川町、本子守町、上三条町、下三条町、北向町、奥子守町、寺町、柳町、三条町、三条本町、杉ヶ町、大森町、大安寺６丁目、南魚屋町、小太郎町、南新町、南袋町、南城戸町、陰陽町、高御門町、西新屋町、南中町、脇戸町、北室町、中新屋町、芝屋新町、芝突抜町、中院町、鵲町、毘沙門町、公納堂町、福智院町、高畑町、十輪院畑町、十輪院町、築地之内町、川之上町、薬師堂町、納院町、元興寺町、三棟町、花園町、鳴川町、東木辻町、西木辻町、南京終町、南京終町１丁目～７丁目、京終地方西側町、京終地方東側町、瓦堂町、北京終町、井上町、中辻町、肘塚町、川之上突抜南方町、川之上突抜北方町、西紀寺町、紀寺町、東紀寺町１丁目～３丁目、白毫寺町、誓多林町、生琉里町の区域

ⅱ）区域設定の根拠

　都市公園奈良公園や周辺社寺、観光拠点への来訪者を考慮し、奈良公園周辺に着地する地点から、目的地及び奈良公園周辺を周遊する経路を含むエリア
（＝「奈良公園基本戦略」（平成２４年２月奈良県策定）の対象エリア）

（２）　目標及び政策課題等

② 指定申請に係る区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

ｉ）総合特区により実現を図る目標

ア）定性的な目標

奈良公園の資源を更に維持・利活用することにより、充分に奈良公園の魅力を発信させ、世界中の方が奈良公園を訪れたいと思わせるよう工夫するとともに、観光客の受け入れ環境を充実することにより、実際に奈良公園の魅力を体感し、満足してもらえる環境を整え、日本にとどまらず世界中からの観光客で賑わうなど「世界に誇れる公園」になることを目指すものである。

イ）評価指標及び数値目標

全体の取り組みに対して以下の評価指標と数値目標を設定して実施する。

評価指標（１）：奈良市の観光入込客数の増加
数値目標（１）：奈良市の年間観光入込客数　１，３１４万人（Ｈ２３年）
→１，８４２万人（Ｈ３０年）

評価目標（２）：奈良市の宿泊者数の増加
数値目標（２）：奈良市の年間宿泊者数　１３６万人（Ｈ２３年）
→１９６万人（Ｈ３０年）

評価指標（３）：奈良市の観光消費額の増加
数値目標（３）：奈良市の年間観光消費額　１，１７２億円（Ｈ２３年）
→１，６５５億円（Ｈ３０年）

また、全体の取り組みを補完するため、目標を達成するため実施しようとする各事業に目標を設定する。

１）　文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物の現状変更許可の平均処理日数
・９０日（Ｈ２３年）→３０日（Ｈ３０年）

２）　奈良公園の園路における電線共同溝整備率
・０％（Ｈ２３年）→１００％（Ｈ３０年）
＊参考　奈良公園観光地域活性化総合特区内の整備率：７５％（Ｈ２３）

３）　奈良公園でのシカの死亡に対する交通事故での死亡の割合
・２５％（Ｈ２３年）→１０％（Ｈ３０年）

４）総合特区利子補給金制度を活用した宿泊施設の改修件数
・０件（Ｈ２３年）→２０件（Ｈ３０年）＊累計

５）　奈良市への年間外国人観光客数
・１７万人（Ｈ２３年）→６３万人（Ｈ３０年）
＊参考　Ｈ１９～Ｈ２３の５箇年の平均：４４万人

６）　奈良公園観光地域活性化総合特区通訳案内士
・０人（Ｈ２３年）→１００人（Ｈ３０年）

【その他、事業の進捗状況の評価指標】
目標のほか、下記の指標を参考としながら、事業の進捗状況を多面的に評価
★　定量的な指標
　若草山への入山者数、県庁屋上入場者数、
　奈良公園への観光客数、近鉄奈良駅の乗降者数、ＪＲ奈良駅の乗降者数、
　各種イベントの入場者数、
　宿泊を目的とした夜間イベントの入場者に占める宿泊者数の割合　など
★　定性的な指標
　奈良公園の満足度、奈良公園の周遊しやすさ、周遊バスの利便性、
　奈良公園に必要な施設のニーズ、旅館・ホテルの満足度
　奈良公園へのアクセス性、各種イベントの満足度　など

ウ）数値目標の設定の考え方

近年で奈良市が最も賑わった平城遷都１３００年祭時（Ｈ２２）の賑わいを継続するため、平成２２年の奈良市の観光入込客数及び宿泊者数を平成３０年の数値目標に設定する。また、奈良公園の資源を更に維持・利活用することにより、充分に奈良公園の魅力を発信させ、世界中の方が奈良公園を訪れたいと思わせるよう工夫するとともに、観光客の受け入れ環境を充実することにより、実際に奈良公園の魅力を体感し、満足してもらえる環境を整える。

以上のことから、日本にとどまらず世界中からの観光客で賑わうなど「世界に誇れる公園」になることを目指すものである

ⅱ）包括的・戦略的な政策課題と解決策

ア）政策課題と対象とする政策分野

・　政策課題

〈１．　奈良公園の資源の「維持」･「利活用」による観光の振興〉

〈２．　受入環境の充実による滞在型観光の推進〉

・　対象とする政策分野

ｏ）観光

イ）解決策

政策課題に対する解決策として、提案する特例措置は政策課題ごとに以下に記載するが、このほか地域独自の取り組みは後述するⅱ）地域の責任ある関与の概要に記載する。

〈１．　奈良公園の資源の「維持」･「利活用」による観光の振興〉

(a) 文化財保護法第１２５条の現状変更許可の権限委譲による事務の迅速化

(b) 社会資本整備総合交付金の国費率の嵩上げ

(c) 電線共同溝法第２条の読み替えによる都市公園の園路における電線共同溝の整備推進

(d) 古都保存法第８条の特別保存地区内における行為制限の緩和による鹿苑

整備の推進
(e) 都市公園法第１６条に規定される都市公園の保存要件の緩和

〈２． 受入環境の充実による滞在型観光の推進〉

(a) 文化財保護法第１２５条の現状変更許可の権限委譲による事務の迅速化（再掲）
(b) 総合特区利子補給金制度の適用による宿泊施設の改修の支援
(c) 旅行業法第１１条の２の旅行業務取扱管理者の選任の特例による宿泊施設における旅行商品の企画・販売
(d) 奈良公園を熟知した通訳案内士による外国人観光客への観光案内の実施

ⅲ）取組の実現を支える地域資源等の概要

奈良公園の資源は、古来から継承され、守り続けてきた豊かな自然資源、平城遷都以降の歴史・文化資源、公園資源、並びにこれらが融合した独特の風致景観であり、これらが「奈良公園の価値」である。

（３） 事業

③ 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

ｉ）行おうとする事業の内容

ア）事業内容

奈良公園の眺望・景観の保全や天然記念物奈良のシカの保護・育成など自然資源の「維持」・「利活用」に向けた取り組みの実施、史跡における境内地整備など歴史・文化資源の「維持」・「利活用」に向けた取り組みの実施、奈良公園のにぎわいづくりなど公園資源の「維持」・「利活用」に向けた取り組みの実施、奈良公園への宿泊客の受入環境の充実に向けた取り組みの実施、奈良公園への外国人観光客の受入環境の充実に向けた取り組みの実施

イ）事業実施主体

春日大社、興福寺、東大寺、奈良市旅館・ホテル組合、奈良商工会議所、(株)南都銀行、西日本旅客鉄道(株)、近鉄日本鉄道(株)、奈良交通(株)、西日本電信電話（株）、関西電力（株）、なら燈花会の会、なら瑠璃絵実行委員会、(社)奈良市観光協会、(財)奈良県ビジターズビューロー、奈良市中心市街地活性化協議会、奈良国立博物館、奈良市、奈良県

ウ）当該事業の先駆性

奈良公園基本戦略の策定（平成２４年２月)、名勝奈良公園保存管理・活用計画の策定（平成２３年３月）など

エ）関係者の合意の状況

取り組みの一環として、なら燈花会の会実行委員会やなら瑠璃絵実行委員会や各種委員会などを設置し、官民の連携体制を構築している。

オ）その他当該事業の熟度を示す事項

県や民間において、地域の特性を活かした各種事業を実施し、官民一体となって事業を推進する。

ⅱ）地域の責任ある関与の概要

ア）地域において講ずる措置

○（仮称）奈良公園観光地域活性化特区サポート基金の創設
○奈良公園室の設置
○奈良公園基本戦略に基づく取組みの推進
○天然記念物「奈良のシカ」の交通事故減少に向けた取組の実施
○奈良公園の眺望や風致景観の保全に向けた取組の実施
○周辺社寺の境内地整備における県と社寺の連携
○社寺など周辺観光施設や宿泊施設等を巡るバスの運行

イ）目標に対する評価の実施体制

○ＰＤＣＡサイクルを導入し、地域協議会にてマネジメントを推進する。
○実績や評価に関する資料をホームページで公表し、それに対する意見を地域協議会で議論する。

ⅲ）事業全体の概ねのスケジュール

ア）事業全体のスケジュール

平成２３年度：「奈良公園基本戦略」を策定

平成２４年度：奈良公園観光地域活性化総合特区申請（第３次）

平成２５年度：奈良公園観光地域活性化総合特区再申請（第４次）

平成２５年度～平成２７年度：現行事業を継続。

※ 実施可能なものから順次実施

平成２７年度～平成３０年度：各事業を本格展開

イ）地域協議会の活動状況と参画メンバー構成

◆ 活動状況

平成２４年度　：奈良公園観光地域活性化特区地域協議会設立

平成２４年９月：第１回奈良公園観光地域活性化特区地域協議会開催

平成２５年３月：第２回奈良公園観光地域活性化特区地域協議会開催

平成２５年４月：第３回奈良公園観光地域活性化特区地域協議会開催

◆ 参画メンバー

春日大社、興福寺、東大寺、奈良市旅館・ホテル組合、奈良商工会議所、(株)南都銀行、西日本旅客鉄道(株)、近鉄日本鉄道(株)、奈良交通(株)、西日本電信電話（株)、関西電力（株)、なら燈花会の会、なら瑠璃絵実行委員会、(社)奈良市観光協会、(財)奈良県ビジターズビューロー、奈良市中心市街地活性化協議会、奈良国立博物館、奈良市、奈良県

３．新たな規制の特例措置等の提案について

文化財保護法第１２５条の現状変更許可の権限委譲による事務の迅速化、社会資本整備総合交付金の国費率の嵩上げ、電線共同溝法第２条の読み替えによる都市公園の園路における電線共同溝の整備推進、古都保存法第８条の特別保存地区内における行為制限の緩和による鹿苑整備の推進、都市公園法第１６条に規定される都市公園の保存要件の緩和、総合特区利子補給金制度の適用による宿泊施設の改修の支援、旅行業法第１１条の２の旅行業務取扱管理者の選任の特例による宿泊施設における旅行商品の企画・販売、奈良公園を熟知した通訳案内士による外国人観光客への観光案内の実施

４．過去に指定申請書を提出した際の評価・調査検討会からの指摘事項、それに対する検討状況及び申請内容の主な変更箇所

ｉ）過去の申請時の総合特別区域の名称

奈良公園観光地域活性化総合特区

ⅱ）分野の変更に該当するような大幅な変更を行っている場合はその理由

なし

ⅲ）評価・調査検討会の指摘事項、検討状況、申請内容の変更箇所（別添に記載）

【評価・調査検討会の指摘事項】

■ それぞれの取組をどのような推進体制で、誰が担うのかが見えづらい。

■ 実現すべき体制が整っていると言い難い。

■ 民間の主体性を活用しての計画推進という視点が必要であり、目標達成に向けて、体制、戦略に関する更なる検討が必要。

■ 多様で複雑に関係する課題の解決の進捗を把握できるような目標設定がない。

■ 先駆性については、それほど高くない。

【検討状況】

地域協議会で協議・検討を行い、申請書の修正について合意形成を図った。

別添【ⅲ）について】

	指摘事項（※1）	検討状況（※2）	過去の申請内容（※3）	今回の申請内容（※4）
1	■ それぞれの取組をどのような推進体制で、誰が担うのかが見えづらい。 ■ 実現すべき体制が整っていると言い難い。 ■ 民間の主体性を活用しての計画推進という視点が必要であり、目標達成に向けて、体制、戦略に関する更なる検討が必要。	地域協議会で協議・検討を行い、申請書の修正について合意形成を図った。	〈政策課題と政策課題に対して実施する事業〉 ① 奈良公園の資源の「維持」・「利活用」が不充分 ◆ 奈良公園基本戦略の推進 ② 史跡を含めた貴重な文化財等の「維持」・「利活用」が進まない ◆ 歴史・文化資源の維持・利活用の推進 ③ 奈良公園周辺は厳しい法規制により、宿泊施設の更新が進まないなど宿泊者へのもてなしが不足している。 ◆ 滞在型観光の推進 実施する事業全体で整理 ★ 官民の連携した組織 奈良公園地区整備検討委員会、 名勝奈良公園保存管理・活用計画策定委員会　など ★ 民間の取り組み ＊前回申請では民間の取り組みを未記載	〈政策課題と政策課題に対して実施する事業〉 ① 奈良公園の資源の維持・利活用による観光の振興 ◆ 奈良公園の眺望・景観の保全や天然記念物奈良のシカの保護・育成など自然資源の「維持」・「利活用」に向けた取り組みの実施 ◆ 史跡における境内地整備など歴史・文化資源の「維持」・「利活用」に向けた取り組みの実施 ◆ 奈良公園のにぎわいづくりなど公園資源の「維持」・「利活用」に向けた取り組みの実施 ② 受入環境の充実による滞在型観光の推進 ◆ 奈良公園への宿泊客の受入環境の充実 ◆ 奈良公園への外国人観光客の受入環境の充実 実施する事業ごとに再整理　（本申請書P15～P21） ★ 官民の連携した組織 イベントの各種実行委員会、 各種計画策定における検討委員会 など ★ 民間の取り組み 観光プロモーション、ファムトリップ、なら燈花会、なら瑠璃絵 各社寺の境内地の整備に向けた取り組み など
2	■ 多様で複雑に関係する課題の解決の進捗を把握できるような目標設定がない。	地域協議会で協議・検討を行い、申請書の修正について合意形成を図った。	〈事業ごとの目標〉 ※特になし	〈事業ごとの目標〉 また、全体の取り組みを補完するため、目標を達成するため実施しようとする各事業に目標を設定する。 1）文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物の現状変更許可の平均処理日数 2）奈良公園の園路における電線共同溝整備率 3）奈良公園でのシカの死亡に対する交通事故での死亡の割合 4）総合特区利子補給金制度を活用した宿泊施設の改修件数 5）奈良市への年間外国人観光客数 6）奈良公園観光地域活性化総合特区通訳案内士数 ※その他、事業の進捗状況を宿泊を目的とした夜間イベントの入場者に占める宿泊者数の割合や旅館・ホテルの満足度など定性的・定量的な指標を用いて多面的に評価

※1　評価・調査検討会（書面審査・ヒアリング）からの指定事項を記載してください。
※2　指摘事項を踏まえた検討状況を記載してください。
※3　指摘事項及び検討状況を踏まえ、過去の申請内容に変更がある場合は、過去の申請内容と今回の申請内容の該当箇所を申請書から抜粋してください。
※4　行で対応するように記載してください。
※5　ⅱ）に関連し、大幅な変更を行っている場合は、別添への記載は不要です。（4．ⅱ）中に詳細に記載してください。

	指摘事項（※1）	検討状況（※2）	過去の申請内容（※3）	今回の申請内容（※4）
3	■ 先駆性については、それほど高くない。	地域協議会で協議・検討を行い、申請書の修正について合意形成を図った。	〈提案する特例〉 ◆ 文化財法第125条の現状変更許可の権限委譲による手続きの迅速化 ◆ 宿泊施設の改修に融資をする金融機関に対する利子補給金の支給 ◆ 奈良公園を熟知した通訳案内士による観光案内の実施 ◆ 境内地整備に係る都市公園法第16条に規定される保存要件の緩和 ◆ 地域自主戦略交付金の国費率の嵩上げ ◆ 旅行業法第3条の登録免除による宿泊施設による旅行商品の販売	〈提案する特例〉 ◆ 文化財保護法第125条の現状変更許可の権限委譲による事務の迅速化 ◆ 社会資本整備総合交付金の国費率の嵩上げ ◆ 電線共同溝法第2条の読み替えによる都市公園の園路における電線共同溝の整備推進 ◆ 古都保存法第8条の特別保存地区内における行為制限の緩和による鹿苑整備の推進 ◆ 都市公園法第16条に規定される都市公園の保存要件の緩和 ◆ 総合特区利子補給金制度の適用による宿泊施設の改修の支援 ◆ 旅行業法第11条の2の旅行業務取扱管理者の選任の特例による宿泊施設における旅行商品の企画・販売 ◆ 奈良公園を熟知した通訳案内士による外国人観光客への観光案内の実施

※1　評価・調査検討会（書面審査・ヒアリング）からの指定事項を記載してください。
※2　指摘事項を踏まえた検討状況を記載してください。
※3　指摘事項及び検討状況を踏まえ、過去の申請内容に変更がある場合は、過去の申請内容と今回の申請内容の該当箇所を申請書から抜粋してください。
※4　行で対応するように記載してください。
※5　ⅱ）に関連し、大幅な変更を行っている場合は、別添への記載は不要です。（4．ⅱ）中に詳細に記載してください。

参考資料１

地域活性化総合特区：

奈良公園観光地域活性化総合特区

前回申請における指摘事項および改善点

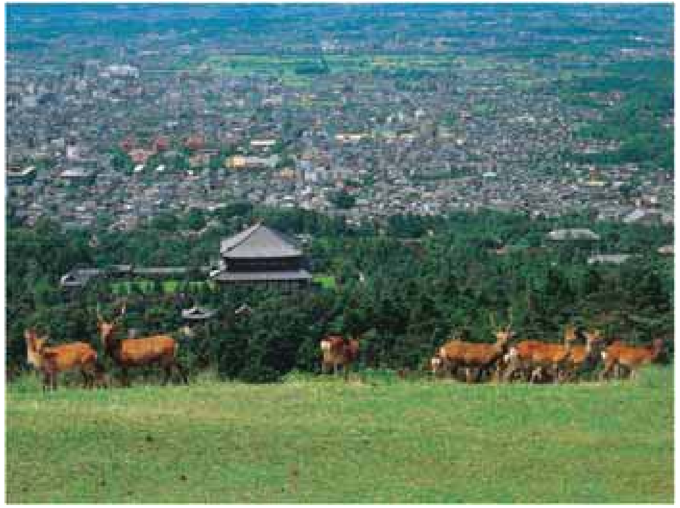

平成２５年４月

奈良県

奈良公園観光地域活性化総合特区の概要

前回申請における指摘事項および次回に向けた改善点

■ それぞれの取組をどのような推進体制で、誰が担うのかが見えづらい。

■ 実現すべき体制が整っていると言い難い。

■ 民間の主体性を活用しての計画推進という視点が必要であり、目標達成に向けて、体制、戦略に関する更なる検討が必要。

→ １． 民間における取り組みを整理

２． 県および民間との連携する組織を整理

３． 政策課題と目標達成のために実施する事業および地域の責任ある関与を整理

■ 多様で複雑に関係する課題の解決の進捗を把握できるような目標設定がない。

→ ４． 目標に対する評価として、事業の進捗状況を把握するための新たな指標を追加

■ 先駆性については、それほど高くない。

→ ５． 奈良公園特有の資源を活かした特例措置を追加

６． 文化財保護法の権限委譲など既に提案している特例措置の先駆性を説明

奈良公園観光地域活性化総合特区の概要

前回申請と今回申請における変更点

項目	前回の申請（三次申請）	改善点	今回の申請（四次申請）
政策課題と政策課題に対する解決策	① 奈良公園の資源の「維持」・「利活用」が不充分 ◆ 奈良公園基本戦略の推進 ② 史跡を含めた貴重な文化財等の「維持」・「利活用」が進まない ◆ 歴史・文化資源の維持・利活用の推進 ③ 奈良公園周辺は厳しい法規制により、宿泊施設の更新が進まないなど宿泊者へのもてなしが不足している。 ◆ 滞在型観光の推進 実施する事業全体で整理 ★ 官民の連携した組織 奈良公園地区整備検討委員会、 名勝奈良公園保存管理・活用計画策定委員会　など ★ 民間の取り組み ＊前回申請では民間の取り組みを未記載	1・2・3 ・わかりやすく修正 ・政策課題ごとに整理 ・民間の取組みを整理	① 奈良公園の資源の維持・利活用による観光の振興 ◆ 奈良公園の眺望・景観の保全や天然記念物奈良のシカの保護・育成など自然資源の「維持」・「利活用」に向けた取り組みの実施 ◆ 史跡における境内地整備など歴史・文化資源の「維持」・「利活用」に向けた取り組みの実施 ◆ 奈良公園のにぎわいづくりなど公園資源の「維持」・「利活用」に向けた取り組みの実施 ② 受入環境の充実による滞在型観光の推進 ◆ 奈良公園への宿泊客の受入環境の充実 ◆ 奈良公園への外国人観光客の受入環境の充実 実施する事業ごとに再整理 ★ 官民の連携した組織 イベントの各種実行委員会、 各種計画策定における検討委員会 など ★ 民間の取り組み 観光プロモーション、ファムトリップ、なら燈花会、なら瑠璃絵 各社寺の境内地の整備に向けた取り組み など
事業の進捗を図る指標	― （特に設定せず）	新たに追加	また、全体の取り組みを補完するため、目標を達成するため実施しようとする各事業に目標を設定する。 1）文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物の現状変更許可の平均処理日数 2）奈良公園の園路における電線共同溝整備率 3）奈良公園でのシカの死亡に対する交通事故での死亡の割合 4）総合特区利子補給金制度を活用した宿泊施設の改修件数 5）奈良市への年間外国人観光客数 6）奈良公園観光地域活性化総合特区通訳案内士数 ※その他、事業の進捗状況を宿泊を目的とした夜間イベントの入場者に占める宿泊者数の割合や旅館・ホテルの満足度など定性的・定量的な指標を用いて多面的に評価
提案する特例	◆ 文化財法第125条の現状変更許可の権限委譲による手続きの迅速化 ◆ 宿泊施設の改修に融資をする金融機関に対する利子補給金の支給 ◆ 奈良公園を熟知した通訳案内士による観光案内の実施 ◆ 境内地整備に係る都市公園法第16条に規定される保存要件の緩和 ◆ 地域自主戦略交付金の国費率の嵩上げ ◆ 旅行業法第3条の登録免除による宿泊施設による旅行商品の販売	先駆性のある取組みを追加	◆ 文化財保護法第125条の現状変更許可の権限委譲による事務の迅速化 ◆ 社会資本整備総合交付金の国費率の嵩上げ ◆ 電線共同溝法第2条の読み替えによる都市公園の園路における電線共同溝の整備推進 ◆ 古都保存法第8条の特別保存地区内における行為制限の緩和による鹿苑整備の推進 ◆ 都市公園法第16条に規定される都市公園の保存要件の緩和 ◆ 総合特区利子補給金制度の適用による宿泊施設の改修の支援 ◆ 旅行業法第11条の2の旅行業務取扱管理者の選任の特例による宿泊施設における旅行商品の企画・販売 ◆ 奈良公園を熟知した通訳案内士による外国人観光客への観光案内の実施